

2025年8月29日

各 位

会 社 名 株式会社REVOLUTION 代表者名 代表取締役社長 砂川 優太郎 (コード番号8894 東証スタンダード) 問合せ先 代表取締役社長 砂川 優太郎 (TEL. 03-6627-3487)

## 連結子会社 WeCapital 株式会社における元代表取締役への訴訟の提起に関するお知らせ

当社の連結子会社である WeCapital 株式会社(以下「We 社」といいます。)は、We 社の元代表取締役の松田悠介氏(以下「松田氏」といいます。)に対して損害賠償等請求訴訟を提起することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、2025年8月8日開示資料「連結子会社の元代表取締役への訴訟の提起に関するお知らせ」で公表している提訴は、We 社の完全子会社であるヤマワケエステート株式会社(以下「YE 社」といいます。)から松田氏に対するものであります。

- 1. 訴訟を提起する裁判所及び年月日
  - (1)裁判所:東京地方裁判所
  - (2) 提訴年月日: 2025年8月29日
- 2. 訴訟を提起した者 (原告)
  - (1) 名称: WeCapital 株式会社
  - (2) 所在地:東京都港区六本木四丁目1番4号 黒崎ビル3階
  - (3) 訴訟における代表者:監査役 細野 太郎
- 3. 訴訟を提起した相手

We 社元代表取締役 松田氏

- 4. 訴訟内容
  - (1)訴訟内容:損害賠償請求(会社法 423 条 1 項(役員等の株式会社に対する損害賠償責任)、 民法 709 条(不法行為による損害賠償))返還合意に基づく支払義務
  - (2) 訴訟金額: 2億円(なお、返還合意に基づく支払義務約20百万円の全額及びWe社の完全子会社であるYE社が組成したクラウドファンド案件のなかで償還延期あるいは運用期間延長となっている一部の案件における損害賠償金としての約17億9百万円の一

部請求金額となります。残額の約15億29百万円にかかる請求は、今後法的手続き についてより具体化が進んだ時点で実施する予定です。)

## 5. 訴訟の提起に至った経緯及び理由

2025 年 8 月 8 日付開示資料「連結子会社の元代表取締役への訴訟の提起に関するお知らせ」の「5. 訴訟の提起に至った経緯及び理由」に記載の通り、当社グループは松田氏における様々な不法行為等 に対し損害賠償請求や刑事告訴等の責任追求を行っていく方針としています。

松田氏のこれまでの行為は、We 社の取締役としての善管注意義務に反し、その結果 We 社、YE 社及び償還延長となっている案件への出資者に対して多大な損害を与えたものであるとし、この度、YE 社に続いて、We 社も松田氏に対して訴訟を提起することとなりました。We 社の完全子会社である YE 社が組成したクラウドファンド案件のなかで、償還延期あるいは運用期間延長となっている一部の案件における損害賠償金としての約 17 億 9 百万円に加えて、We 社では 2024 年 9 月期における接待交際費が過大となったため、松田氏自身も参加する 2024 年 11 月 14 日開催の取締役会において、松田氏を含む各取締役が、予算を超過した接待交際費を返還する旨決議を行っており、松田氏以外の取締役はすでに予算超過分を We 社へ返還しておりますが、松田氏は未だ約 20 百万円を We 社へ返還しておりませんので、本件提訴において返還を求めております。

当社及び We 社グループは、継続して、現在 YE 社で償還延長となっているクラウドファンド案件の 償還に向け、出来うる限りの延長解消の手段を検討・実践しております。

加えて、当社及びWe 社グループは、本件等で松田氏に対して訴訟を提起した結果、松田氏から金員をWe 社が得た場合は、We 社の完全子会社であるYE 社のクラウドファンド事業に係る関係当局等と調整の上、当該金員を財源として出資者に対して出資金を償還するように前向きに検討をしております。なお、当社及びWe 社グループでは、現時点で、本件等で松田氏に対して訴訟を提起した結果、We 社が松田氏から金員を得た場合に松田氏から得た金員をWe 社の完全子会社であるYE 社の償還延長ファンドの出資者に対して償還する行為が、不動産特定共同事業法の禁止行為である損失補填に該当するかどうかについてクラウドファンド事業に係る関係当局に確認はしておりません。関係当局に対する当該確認は、松田氏との法的手続きについて何らかの決着に目途が出てきたタイミングで行う予定です。

当社及び We 社グループは、We 社グループのクラウドファンド案件についてこれからも継続して案件を更に拡充して出資を募るにあたり、松田氏に対する責任追及は事業上とても重要であると認識しております。

そのため、We 社では、2025 年 8 月 29 日の経営会議において、2025 年 5 月 23 日付開示資料「当社連結子会社 WeCapital 株式会社の提訴請求への対応について」において記載している、当社が法律顧問契約を締結するリーガルキュレート総合法律事務所が 2025 年 4 月 28 日付で取り纏めた「We 社の子会社であるヤマワケエステート株式会社が営業者となって組成しているファンドの複数の償還期日を延長している案件のファンド組成の一連のプロセスの問題点に関する調査結果」について、松田氏との法的手続きについて重要な情報であることを鑑み、非開示とすることを決定しております。

以上の通り、現時点で整理・検討が完了した損害について、松田氏に対し損害賠償請求を請求すべく 本件訴訟の提起に至りました。

## 6. 今後の見通し

本件訴訟の提起に係る訴訟事件の進捗につきましては、必要に応じて適時開示を行ってまいります。 また、本件訴訟が当社の業績に与える影響につきましては、今後公表すべき事項が判明した時点で速 やかにお知らせいたします。

当社及び We 社グループは、引き続き松田氏に対する訴訟の提起は本件以外にも追加して行うことを 検討している状況です。今後、刑事告訴や主要な損害について調査・検討が完了次第、随時訴訟の提起 を実施し、こちらについても適時開示を行ってまいります。

以上